

和歌山信愛女子短期大学単位認定規程細則

第 1 条 単位認定規程第 4 条 3 項に定める学外実習を伴う実習科目の履修において、その欠席が認められる場合は次の通りである。

1. 実習の種類および内容上、補充可能の時間数であり、かつ内容であること。
2. 1 項の条件を満たし、かつ、欠席の理由が次の各号の一に該当するもので、その正当性が確認されたものであること。

(1) 病気および負傷のため実習への参加が事実上不可能なもの。

(2) 火災、風災害、その他交通事故などのため実習への参加が事実上不可能なもの。

(3) 忌引による欠席の場合。ただし、二親等傍系者までに限り、補充可能の時間数（日数）の範囲であること。

(4) その他、やむを得ない事由(狭義)が生じたとき。

第 2 条 前条 2 項の事由により欠席する場合は、事前に実習担当者に届け出なければならない。また、学外での実習の場合は、本学実習担当者および当該実習先の担当者に届け出なければならない。ただし、止むを得ず事前の届け出が不可能であった場合は、事由の生じた直後またはその当日中に届け出ること。なお、欠席の場合は速やかに診断書または理由書を実習担当者に提出しなければならない。

第 3 条 第 1 条各項に該当するか否かの判断は、すべて実習担当教員と教務部の協議においておこなうものとする。

第 4 条 単位認定規程第 6 条 2 項に定めるレポート等提出物の提出について、期末試験に代わるレポート等の提出期限を過ぎた場合の処置は次のとおりとする。

1. 追試験に準ずる扱いとし、その受験資格は追試験・再試験に関する規程第 2 条の各項が適用される。したがって遅延の正当性が認められなければならない。
2. 受験手続、評定基準等はすべて追試験の扱いとする。
3. 第 1 項に該当しない場合は、当該科目の単位は認定されない。

付 則

1. この細則は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。
2. この細則は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
3. この細則は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。